

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
	八潮市大字西袋字川東一二三九番二地先から 同市大字西袋字川東一二四〇番二地先まで	八潮市大字西袋字川東一二五八番二地先から 同市大字柳之宮字川向六六番一〇地先まで		区 間
七・二七〽七・三五	六・〇〇〽六・〇〇	一二・五三〽 二六・八二	九・〇〇〽 一七・七三	敷地の幅員 (メートル)
四九・二六		一四五・一六		(メートル) 延 長
	の 一 部 変 更 で あ る。 し た 道 路 予 定 区 域	令 和 元 年 十 一 月 一 日 付 け 埼 玉 県 越 谷 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 八 号 で 告 示		備 考